熊本県監査委員公告第 13 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成15年6月2日から4日まで及び6月30日に実施した熊本県企業局の平成15年度定期監査の結果を同条第9項の規定に基づき公表する。

平成 15 年 7 月 25 日

 熊本県監査委員
 松
 本
 和
 彦

 同
 山
 本
 豊
 孝

 同
 月
 里
 川
 英
 明

監査の結果に関する報告

熊本県企業局(電気事業、有料道路事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)について、平成15年度定期監査を実施したが、その結果は下記のとおりであった。

- (1) 監査年月日 平成15年6月2日から6月4日まで及び6月30日
- (2) 監查対象期間 平成14年度
- (3) 監査の主眼
 - ① 財務事務の執行が適正に行われているか。
 - ② 事業の経営管理が適正かつ効率的に行われているか。

記

1 監査結果

財務事務の執行及び事業の経営管理について、次のとおり改善を要する事項があった ものの、概ね、適正であった。また、計数についても関係諸帳簿、証拠書類と照合点検 の結果、正確であることを確認した。

なお、軽易な事項については、その都度注意を行った。

- (1)平成14年10月の「経営基本計画」策定後、荒瀬ダム撤去の方針が決定されたため、同計画の見直しを図り、速やかに実行すること。
- (2)有明工業用水道事業については、竜門ダムに係る経費が増大し、平成14年度においては、純損失を生じた。将来にわたって大きな負担となることは避けられない状況であるため、関係部局と一体となり、上水転用等未稼動資産の整理について全力をあげて取り組むこと。

2 事業の概要

(1) 電気事業

電気事業は、県下 8 発電所で運営されており、平成 14 年度に九州電力(株)に供給された電力量は 218,242MWh で、前年度と比較すると 34,996MWh(19.1%)増加したが、電力需要契約の基本料金額が減少したことにより、電力料収入は 2,228,630 千円で、41,728 千円(1.8%)減少した。

平成14年度の経常利益は203,385千円で、前年度と比較すると53,260千円(20.8%)減少したものの、引き続き黒字となっており、概ね健全な経営状況を維持していると認められる。

しかしながら、藤本発電所(荒瀬ダム)を7年後に撤去する方針を決めており、ダムの撤去にかかる経費について、前例がなく不透明な部分もある。

(2) 有料道路事業

有料道路事業は、唯一運営していた天草下島横断有料道路について、平成14年4月30日で料金徴収期限を満了し、一般県道として本県土木部に引継ぎが行われた。会計精算のため、一般会計からの補助金1,394,253千円を受け入れ、一般会計借入金1,730,437千円を全額返済した。これにより、平成14年度末で有料道路事業会計は閉鎖した。

(3) 工業用水道事業

工業用水道事業は、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の3施設で

運営されている。給水状況は前年度と大幅な変更はなく、3施設の給水能力は86,400 m^3 /日、契約率は35.5%、施設利用率は29.0%という状況で、依然として多くの未売水を抱えている。

料金収入は451,028 千円で、前年度と比較すると54,180 千円(13.7%)増加したが、有明工業用水道事業における竜門ダムに係る経費について、企業債利息、減価償却費、ダム管理費分担金等新たな負担が発生したことにより増大し、その結果、当年度純損失343,327 千円 を生じる結果となった。今後とも、深刻な経営状況が継続することが予想される。

(4) 有料駐車場事業

有料駐車場事業は、県営有料駐車場(熊本市安政町、収容能力333台)及び県営第二有料駐車場(熊本市新屋敷、収容能力37台・月極)の2施設で運営されている。県営有料駐車場(安政町)の利用台数は269,490台で、県営第二有料駐車場(新屋敷)は、月平均36.4台で、概ね満杯の利用状況であった。

その結果、平成 14 年度の経常利益及び当年度純利益は 90,830 千円となり、引き続き 黒字となった。また、当年度未処分利益剰余金は 90,860 千円となった。

このように、有料駐車場事業の経営は、概ね良好であると認められる。

熊本県監査委員公告第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 15 年 6 月 2 日から 4 日まで及び 6 月 30 日に実施した熊本県立こころの医療センターに係る平成 15 年度定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき公表する。 平成 15 年 7 月 25 日

> 熊本県監査委員 和 松 本 彦 司 山 本 豊 孝 剛 同 倉 重 同 早 \prod 英 明

監査の結果に関する報告

こころの医療センターについて、次のとおり平成15年度定期監査を実施したが、その 結果は下記のとおりであった。

- (1)監査年月日 平成15年6月2日から6月4日まで及び6月30日
- (2)監查対象期間 平成14年度
- (3)監査の主眼 ①財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
 - ②経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。

記

1 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり改善を要する事項があったものの、概ね適正に行われていた。また、計数についても関係諸帳簿、証拠書類と照合・点検の結果、正確であることを確認した。

なお、軽易な事項については、その都度指導を行った。

平成14年度においては、医業収益は1,236,407千円に対して、医業費用は2,049,891千円となっており、収益100に対する費用の割合は、166と大幅な費用超過となっている。このため、平成15年3月に策定された「第二次こころの医療センター経営改善計画書」に沿って、一層の収益の確保に努めるとともに、職員の人員配置体制の見直し、業務の民間委託等、一層の費用の適正化を図ることにより、抜本的な経営改善を進めること。

2 事業の概要

昭和50年11月1日、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7の規定に基づき、下益城郡富合町に設置された県立富合病院は、全面改築を行い、平成9年4月1日に県立こころの医療センターと名称変更した。診療科目は、精神科・神経科・内科・呼吸器科であり、病床数は200床(精神病床190床、結核病床10床)である。

平成14年度は、入院患者延数66,104人(対前年度比2.8%増)、病 床 利 用 率90.6%であり、また、外来患者延数は34,873人(同比5.0%増)で 一日平均118.6人であった。総収益は、2,164,838千円(同比4.1%増)、総費用は2,203,544千円(同比7.5%増)となり、差し引き38,706千円の純損失を生じている。この結果、当年度未処理欠損金は、1,616,736千円となっている。

また、資産総額は5,888,010千円(同比1.8%増)、負債総額は332,719千円(同比124.8%増)、資本総額は5,555,290千円(同比1.4%減)となっている。

病院事業においては、医業収支比率は60.3%であり、医業費用が医業収益を大きく上回っている状況にある。給与費の医業費用に占める割合が70.7%と高く、さらに、全面改築のため借り入れた企業債の支払利息や施設の維持管理にかかる経費及び減価償却費が多額に上ること等から依然として厳しい状況にある。